

パネル

要があったこと、そして江戸時代初期の朱子学・楠公思想の影響の下で、行われるようになったと思われる。また、近世末期になってくると、人(戦死者)を神として祀る流れも登場する。柳川藩の事例でも、「三柱神社」(文政九年)において藩祖を神として祭り、「八十臣神社」(文政十一年)では戦死者を祭り、「招魂社」(明治二年)では奥羽の役の八人戦の死者を祀っている。ここでも新たな祭祀が加わったことになる。

沖縄における遺骨収集の展開と慰霊顕彰

栗津 賢太

アジア・太平洋戦争における戦没者は約二四〇万人にのぼるといわれる。戦後、国家事業として遺骨収集が行われ、一二四万五千程の遺骨が送還されている。しかし、一一万五千程は未収骨である。「鉄の暴風」が巻き起こったと表現されることもある、国内唯一の地上戦が行われた沖縄では、わずか三ヵ月の間に二〇万を超える死者を出した。これは米軍の艦砲射撃、爆撃、上陸戦、掃討作戦による死者であり、敵味方両陣営の軍人・軍属の他、民間人の犠牲者である。昭和三一(一九五六)年以降、沖縄における遺骨収集は日本政府から琉球政府への委託事業となり、さらに、昭和四七年の復帰後は、琉球政府から県生活福祉部援護課が主管、身元判明の遺骨・遺留品は厚生省経由で遺族へ送還されることとなった。沖縄出身者の遺骨は那

覇市識名に設けられた中央納骨所へ納められた。遺骨収集作業には、多くの組織や団体が関わり、またそうした協力が必要であった。市町村当局、各部落、当時の日本政府の出先機関(那覇日本政府南方連絡事務所)、沖縄遺族連合会、沖縄戦没者慰霊奉賛会、沖縄傷痍軍人会、在郷战友会、海友会、日本健青会沖縄支部、高野山大学学生団体、日本遺族会青年部、日本青年遺骨収集団、宗教団体、北海道沖縄戦生存者会、英霊にこたえる会等の連携・協力があつた。

現在、沖縄における慰霊の地である摩文仁の丘には、巨大で抽象的なオブジェクトとなった都道府県の記念碑が整然と並んでいる。ここには平和の礎や、識名から移された国立戦没者墓苑も存在する。しかし、遺骨収集との関連で考えなければならぬのは、より小規模の、市町村、字レヴェルにある記念施設である。

日本の他の都道府県におけるこうした戦没者記念施設は、その多くが碑の形態をとっているのではとどの場合内部に遺骨が入っていないことが多いが、沖縄の市町村における戦没者記念施設の場合は遺骨が収めてある。下部に納骨施設を持つ、というよりも、納骨施設の上部にシンボルが置かれている、と表現した方がより正しいような、独特の形態をもっている。

中南部、特に南部は沖縄戦の最後の激戦地であり、多くの部隊あるいは村が全滅した。ここには戦後すぐに大量に散らばっていた遺骨を、地域住民が一箇所に集め、とむらった記念施設が多く建設されている。また、米兵による盗掘を避けるため、上部に十字架のシンボルが用いられていることも、初期の場合

にはみられた。その中に、糸満市字真壁仲間原の萬華之塔がある。

県が主催となり、内閣総理大臣をはじめとする日本の政治指導者たちが列席する沖縄全戦没者追悼式は毎年六月二三日の「慰霊の日」に執行されるが、その前日である二二日に、こうした地域における慰霊塔の前で慰霊祭が行われている。萬華之塔の場合は、金光教が慰霊祭を取り仕切っているが、地域の参加者たちは金光教の儀式と並行して、自ら民間信仰的な焼香を行っている。これらの並行する慰霊祭には、文化の流用／占有 (appropriation) 現象が多くみられる。特に、地域の慰霊塔にみられた十字架のシンボルは、まさしく「流用」の事例であろう。他者に属する文化的表象が、限られた資源・状況の中で、なんとか「使いこなされ」ている。しかし、金光教式のあとで地域住民によって行われる焼香は、この概念ではとらえきれない。ここでは「流用」というよりもむしろ「代用 (substitution)」が行われている。それは adoption (借用) であり、utilise あるいは make use of religious authorities or religious professionals という状況に近いと思われる。

パネルの主旨とまとめ

村上 興 匡

本パネルは孝本貢 (明治大学) を研究代表者として科学研究

費補助金をうけた「戦争の記憶の創出と変容―地域社会における戦争死者慰霊祭祀の変遷と現状―」の研究成果の一部である。本研究の特徴は、戦争死者慰霊祭祀を「地域性」と「歴史性」の観点から見直すことにある。従来の慰霊祭祀は靖国神社問題を中心に論じられてきたが、批判されることが多い天皇の臣下のみを祭祀対象とすることについても、その歴史的成立過程の検証はなされてこなかった。現在、都道府県の記念碑や平和の礎などがある沖縄摩文仁の丘も、元々は個人や一地域からの慰霊の運動がその端緒となっている。戦争死者の慰霊は、元々地域自発で多様なものであり、現在も置かれた状況の変化により意味づけを変えつつある。

まず、清水克行 (明治大学) が、一五五六―一六六〇年に集めた鉄火裁判 (焼けた鉄片を握る神明裁判) から、地域のために犠牲になった者を地域社会として慰霊顕彰する近世村落社会における伝統について発表した。紛争解決型鉄火裁判の場合、当該期に多発した村落間の境界争いなどに決着をつけるために採用されることが多く、この時期に確定された境界が近代以降も維持される例がほとんどであり、鉄火を握った代表者 (犠牲者) は「義民」としてながく顕彰された。鉄火裁判は、幕藩体制による地域紛争調停制度が成立する過渡期に集中して起こっており、顕彰はむしろ近代以降に活性化していることが指摘された。

ついで、森謙二 (茨城キリスト教大学) が三池・立花家の「大位牌」を端緒とする家臣である戦死者を主君が祭る事例について発表した。中世から近世に至る過程で、薩摩藩のように